

○長浜市移住就業支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日告示第102号

長浜市移住就業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人材不足の解消に資するため、滋賀県と共同で行う移住就業支援事業において、予算の範囲内において長浜市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）並びに滋賀県移住支援事業補助金交付要綱に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次のアからオまでに掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）の区域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、第6号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウの全てに該当するものとする。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げるいずれかに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上は東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上は東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年

の起算点とすることができる。) 。

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入の日から3か月以上かつ1年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から5年以上は本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 滋賀県知事又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は、次に掲げるア又はイのいずれかに該当するものとする。

ア 一般の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

(オ) (イ) に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

(カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上は継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合は、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者が、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上は継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等の離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金(サテライトオフィス等の施設整備等地方創生に資するテレワークの推進のため、国から地方公共団体へ交付されるものをいう。)を活用した取組みの中

で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

- (4) 関係人口に関する要件は、転入時に40歳未満であり、かつ、本市に縁のある方々をメンバーとした「東京－長浜リレーションズ」に参加することその他の本市における地域づくり活動の企画・運営の活動実績があつて、次に掲げるア又はイのいずれかに該当するものとする。

ア 農林水産業に就業すること。

イ 家業等（3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等）に就業すること。

- (5) 起業に関する要件は、移住支援金の申請日以前1年以内に滋賀県起業支援金（公益財団法人滋賀県産業支援プラザが交付する滋賀県企業支援金をいう。）の交付決定を受けているものとする。

- (6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入の日から3か月以上かつ1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請をする者（以下「申請者」という。）は、長浜市移住就業支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、同条第6号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 規則第7条の補助金等交付決定通知は、長浜市移住就業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第7条第2項の補助金等不交付（交付取消し）決定通知書は、長浜市移住就業支援事業補助金不交付（交付取消し）決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（支援金の交付）

第6条 市長は、交付決定を受けた申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年を経過する前に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上かつ5年以内に本市から転出した場合

(手続の併合等)

第9条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第7条、第14条及び第15条の手続を省略する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第109号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の長浜市移住就業支援事業補助金交付要綱第2条ただし書、第3条第3号及び同条第5号の規定は、令和4年4月1日以降に転入した者について適用する。

附 則 (令和5年3月29日告示第95号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日告示第86号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

長浜市移住就業支援事業補助金交付申請（実績報告）書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

氏名

長浜市移住就業支援事業補助金の交付を受けたいので、長浜市移住就業支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
メール アドレス		電話 番号	

3 世帯の状況（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は、同時に移住した家族の 人数（2 の申請者は、含まない。）	人
-------	----	----	--	---

4 各種確認事項（以下の条件に同意します。）

- ①別紙 1 「長浜市移住就業支援事業補助金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約します。
- ②別紙 2 「長浜市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
- ③申請日から 5 年以上継続して、長浜市に居住し、かつ、就業する意思があります。
- ④就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係が、3 親等以内の親族に該当しません。

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の対象となりません。

申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 就業先の就業証明書（長浜市移住就業支援事業補助金交付申請用）（様式第2号）
- (2) 写真付き本人確認書類の写し
- (3) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名により、確実に振込可能となるもの）
- (4) 移住元の住民票の除票の写し
- (5) 就業先企業が移住支援金対象法人であることが分かるもの（マッチングサイトに掲載された求人情報をプリントアウトしたもの等）

※必要に応じて、その他の資料の添付を求めることがあります。

管理コード（滋賀県及び長浜市使用欄）	
--------------------	--

※氏名を本人が署名した場合は、押印の必要はありません。

別紙 1

長浜市移住就業支援事業補助金交付申請に関する誓約事項

- 1 長浜市移住就業支援事業に関する報告及び立入調査について、長浜市から求められた場合には、これに応じます。
- 2 以下の場合には、滋賀県移住支援事業補助金交付要綱及び長浜市移住就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 全額
 - ア 補助金交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - イ 補助金交付申請日から起算して3年未満に長浜市以外の市区町村に転出した場合
 - ウ 補助金交付申請日から起算して1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
 - (2) 半額
補助金交付申請日から起算して3年以上5年以内に長浜市以外の市区町村に転出した場合

別紙 2

長浜市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱い

長浜市は、長浜市移住就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該個人情報は、滋賀県への実施状況及び実績の報告等のために提供されるほか、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のために、国、他の都道府県、他の市区町村への提供又は確認が行われる場合があります。

様式第2号（第4条関係）

就業証明書（長浜市移住就業支援事業補助金交付申請用）

年 月 日

長浜市長 あて

所在地

事業者名

代表者名 (※)

電話番号

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 就業状況等

勤務先所在地			
勤務先電話番号			
申請種別	一般就業要件 該当者	専門人材就業要件 該当者	テレワーク就業要件 該当者
応募受付年月日	年 月 日	年 月 日	—
就業開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上 の無期雇用	週 20 時間以上 の無期雇用	—
その他	対象者と代表者などの 経営を担う者が、3 親等 以内の親族に該当しな い	・対象者と代表者などの 経営を担う者が、3 親等 以内の親族に該当しな い ・目的達成後の解散を前 提とした個別プロジェ クトへの参加その他の 離職を前提とした就業 でない	・所属先企業等からの命 令（転勤、出向、出張、 研修等含む）ではない ・本市の区域内を生活の 本拠として、移住元の業 務を引き続き行う ・勤務者に内閣府地方創 生推進室が実施する地 方創生テレワーク交付 金による資金提供をし ていない

長浜市移住就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、滋賀県及び長浜市の求めに応じて、滋賀県及び長浜市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(※)代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第3号（第5条関係）

長浜市移住就業支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった長浜市移住就業支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、長浜市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

様式第4号（第5条関係）

長浜市移住就業支援事業補助金不交付（交付取消し）決定通知書

第 号
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった（ 年 月 日付け交付決定番号 第 号により交付決定した）長浜市移住就業支援事業補助金について、次の理由により交付しないこと（交付を取り消すこと）に決定しましたので、長浜市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

不交付（交付取消し）理由